

本計画期間中に実施する取組の進捗状況

基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
<p>近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。</p> <p>そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。</p>	
進捗状況	
<p>◇包括的な支援体制検討会議及び包括的な支援体制検討会議専門部会の設置</p> <p>令和2年3月、相談支援事業、政策調整及び組織編成を所管する課所の課長からなる包括的な支援体制検討会議、並びに、相談支援事業の実務者からなる包括的な支援体制検討会議専門部会を設置した。</p>	
<p>◇検討会議及び専門部会での検討</p> <p>検討会議の開催（2回：令和2年7月、令和3年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会議の所掌事務範囲及びスケジュール等の確認 ・包括的な支援体制整備案の検討 <p>専門部会の開催（3回：令和2年8月、令和3年2月、令和3年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援事業内容の共有と関係団体へのヒアリングの実施 ・整備案（骨子）の検討及び作成 	
<p>◇構築までのスケジュール</p> <p>令和2年度 ○検討会議及び専門部会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議、専門部会の開催 ・関係団体へのヒアリングの実施 ・整備案（骨子）の作成 *別紙参照 <p>令和3年度 ○体制整備に必要な組織改正及び予算等の具体的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備案（確定）の作成 ・組織改正要望 ・予算要求 <p>令和4年度 ○包括的な支援体制の構築</p>	

取組方針	(2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。

進捗状況

民生委員・児童委員については、令和元年12月の一斉改選によって588名が委嘱された。

一斉改選後も欠員のある町会・自治会に対し継続して候補者の選出及び推薦を依頼することで、令和3年2月までに22名が追加で委嘱された。しかしながら、体調不良や家庭の事情等により11名が退任したため、現員数は599名となっている。

また、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つ的手段として、令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入した。民生委員・児童委員1人につき、1人の協力員を設置することができる制度であり、現在36名が協力員として委嘱されている。

今後、協力員制度の活用を推進することで民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、将来的な民生委員・児童委員候補者の育成及び充足率の向上につながることを期待している。

【民生委員・児童委員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	委員数
R 元. 1 2. 1 (一斉改選)	5 8 8		5 8 8
R 2. 1. 1 ~ R 2. 1 1. 3 0	1 4	8	5 9 4
R 2. 1 2. 1 ~ R 3. 2. 1	8	3	5 9 9

【民生委員協力員の委嘱及び退任状況】

	委嘱	退任	協力員数
R 元. 1 2. 1	3 0		3 0
R 2. 1. 1 ~ R 3. 2. 1	8	2	3 6

取組方針	(4) 地域の見守り活動の推進
個別方針	① 地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。

市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

進捗状況

◇福祉避難所訓練の実施

令和2年10月25日(日)川口市総合防災訓練に併せ、災害時に感染症対策を講じつつ適切に福祉避難所を運営できるよう、公設の福祉避難所「南平公民館」において福祉避難所訓練を行った。

訓練内容は「開設・運営訓練」、「避難者の受け入れ訓練」、「物資の受け入れ訓練」等で、各訓練では、様々な避難者、物資輸送及び車両輸送を想定し、より実災害に近い訓練となるよう、訓練参加者には内容等を明らかにせず実施した。

訓練後は課題の洗い出しや改善のため、参加者から80件を超える意見・改善提案を受け、福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂につなげた。



◇福祉避難所開設・運営マニュアルの改訂

福祉避難所訓練に参加した民間協定施設職員及び施設職員並びに、福祉避難所担当職員からの意見聴取や先進市へのヒアリング、台風19号での反省等を踏まえ、福祉避難所開設・運営マニュアルを改定した。

また、令和2年12月、厚生労働省より「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」が発出され、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票が示されたことから、避難所で使用している避難者カード等、福祉避難所で使用している各種様式について、防災部局と協議の上、見直しを進めている。

◇福祉避難所備蓄物資の充実

非接触型体温計、使い捨てエプロン、除菌抗菌除ウイルス剤、口腔スポンジ、ベッド用椅子、防水シート、ワンタッチ式プライベートルーム、階段避難車を新たに配備した。



取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
実施取組	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。

一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や宅配事業者等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。

進捗状況

郵便物や新聞等がポストに溜まっているなど、協定先である以下の事業者からの情報提供をもとに、市は関係機関と連携して安否確認を行い、高齢者等の異変や病変についての早期発見に努めている。

◇民間法人等協定締結一覧

協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 (5者による協定)	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に 関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
	全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19
川口市と川口市内郵便局との 包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等 の見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8

基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。

進捗状況

◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人数）

現在活動している支援員は23人となり、活動の場が法人後見受任件数の範囲であるため、支援員全員の活動の機会の確保が難しい状況にあることから、令和元年度の養成研修は未実施とした。

また、令和2年度の養成研修は実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、新たな支援員は生まれていない状況である。

年度	H28 以前	H29	H30	R1	R2 (2/1 現在)
人数	12	9	4	0	0

◇市民後見人の養成（家裁認定者数）

法人後見支援員から市民後見人になるためには、被後見人との信頼関係を築くことが重要である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、高齢者である被後見人宅への訪問や施設での面会等の活動を自粛せざるを得ない状況であったため、十分な交流が行えず市民後見人へ移行することができなかった。

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2/1 現在)
人数	3	1	2	2	0

◇市長申立て（件数）

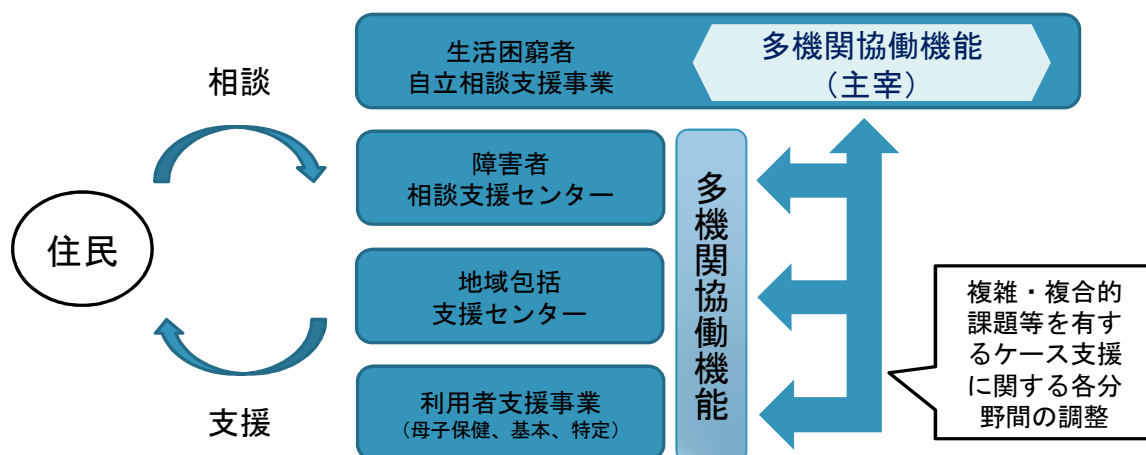
年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2/1 現在)
申立て件数	35	50	79	56	25

◇成年後見人等報酬助成金（助成件数）

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2/1 現在)
助成件数	50	55	65	90	75

整備案 1

総合窓口無、多機関協働機能はいずれかの相談機関が主宰



<組織等の体制>

- ・各分野の相談機関の中から拠点となる機関を選定し、当該機関に多機関協働（調整・連携）機能を主宰し、各分野の相談機関にも多機関協働を担う機能を付加する。

<メリット>

- ・既存の相談機関のうち、拠点となる一つの機関に多機関協働機能（主宰）を持たせることで、他の相談機関については既存の支援体制を維持するため、最小限の組織改正及び各課負担で支援体制の整備が可能となる。
- ・スムーズに包括的相談支援事業を開始することが可能である。

<留意点等>

- ・総合窓口は設置せず、行政内部の連携を強化することにより包括的な支援体制を実現するという抽象的な整備案であるため、市民からは具体的な「受け止める場」が見えず、市民にとっては当該整備案のメリットや必要性を理解し難い。
- ・多機関協働機能を主宰する拠点機関の選定が必要
- ・複数の相談拠点がある機関に多機関協働機能（主宰）を付加する場合、相談拠点により異なる運用とならないよう、別途調整が必要。
- ・多機関協働機能（主宰）機関の意向や得意とする分野から考え方や担当する職員の傾向により、総合的な判断や調整が偏らぬよう留意するもの。
- ・多機関協働機能（主宰）機関の既存事業を圧迫しないよう留意するもの。

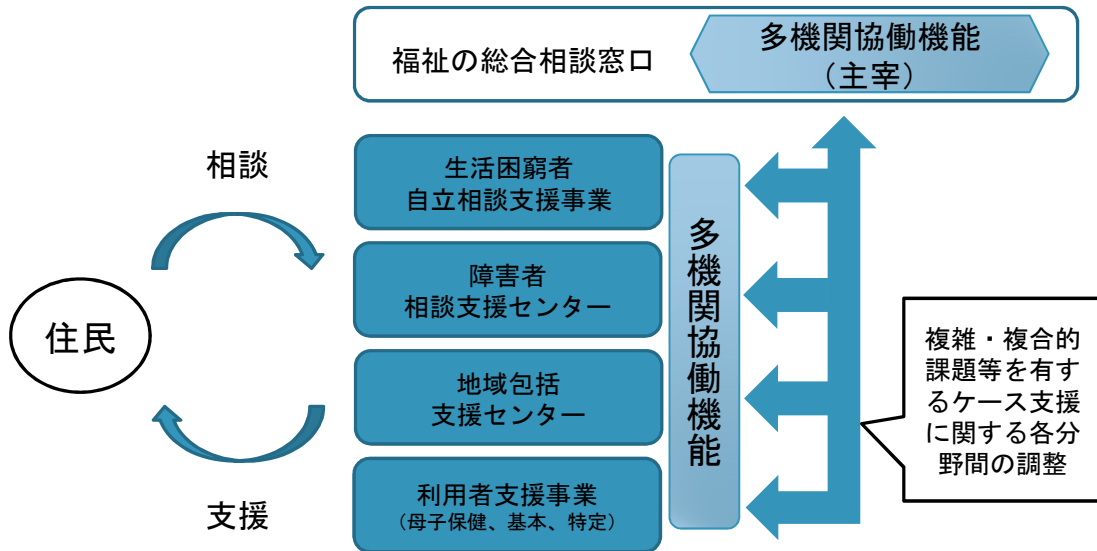
【評価】

支援体制	36 点
組織改正	33 点
財政負担	25 点
各課負担	24 点

整備案 1 総合評価 118 点

整備案 2

総合窓口有、多機関協働機能は総合窓口機関が主宰



<組織等の体制>

- ・各分野の相談支援とは別の相談支援の一形態として、幅広く相談を受け止める総合窓口を整備し、当該窓口が多機関協働を主宰する機能を持たせ、各分野の相談機関にも多機関協働担う機能を付加する。

<メリット>

- ・相談者の属性、世代及び相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める場（総合窓口）を設置するという具体的な支援であるため、市民の視点から直接的な行政サービスの向上につながり当該事業のメリットを理解されやすい。
- ・総合窓口が多機関協働機能（主宰）を持たせることで、他の相談機関については既存の支援体制を維持するため、最小限の組織改正及び各課負担で支援体制の整備が可能となる。

<留意点等>

- ・総合窓口が新たなたらい回しや遅延が起こらぬよう留意する。
- ・今まで各機関で受けていた相談が総合相談窓口持ち込まれるようになり、人員不足とならぬよう留意する。
- ・総合窓口の所管組織の新設と設置場所との選定が必要

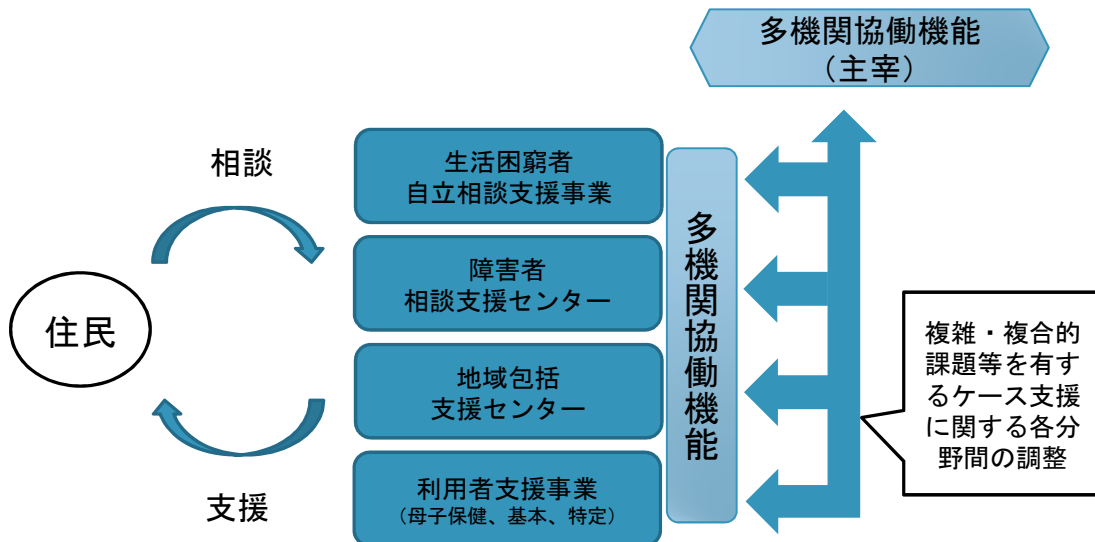
【評価】

支援体制	<u>74</u> 点
組織改正	<u>22</u> 点
財政負担	<u>19</u> 点
各課負担	<u>26</u> 点

整備案 2 総合評価 141 点

整備案 3

総合窓口無、多機関協働機能は新規機関が主宰



<組織等の体制>

- ・多機関協働機能を主宰する機関を新設し、各分野の相談機関にも多機関協働を担う機能を付加する。

<メリット>

- ・総合窓口を設置しないため、他機関協働機能（主宰）は、各相談機関が受けた複雑化、複合化した事例に関する調整に特化することで各相談機関の広報支援に注力できる。
- ・多機関協働機能（主宰）が複雑化・複合化した事例対応を特化できれば、既存の各相談機関の相談機能を最も活かせる整備案である。

<留意点等>

- ・総合窓口は設置せず、行政内部の連携を強化することにより包括的な支援体制を実現するという抽象的な整備案であるため、市民からは具体的な「受け止める場」が見えず、市民にとっては当該整備案のメリットや必要性を理解し難い。
- ・多機関協働機能の主宰は、協働支援体制やケース自体を俯瞰して見る必要があるため、組織的には独立しているほうが望ましい。

【評価】

支援体制	<u>62</u> 点
組織改正	<u>26</u> 点
財政負担	<u>23</u> 点
各課負担	<u>27</u> 点

整備案 3 総合評価 138 点

1 開催状況

- ・ 第1回包括的な支援体制検討会議専門部会（R2年8月）
- ・ 視察（R2年8月）
- ・ 第2回包括的な支援体制検討会議専門部会（R3年2月）
- ・ 第3回包括的な支援体制検討会議専門部会（R3年3月）

2 検討内容

- 【第1回議題】
 - （1）第2期川口市地域福祉計画（後期）について
 - （2）包括的な支援体制検討会議設置の経緯について
 - （3）包括的支援体制検討会議専門部会における協議内容について
 - （4）各課相談支援内容の共有
- 【視察】
 - 高齢者及び障害者相談支援実施機関
- 【第2回議題】
 - （1）包括的な支援体制整備案への評価・意見・提案について
- 【第3回議題】
 - （1）包括的な支援体制整備案への評価・意見・提案結果について
 - （2）包括的な支援体制整備案の専門部会まとめ

3 今後のスケジュール

- ・ 包括的な支援体制検討会議により整備案骨子の確定
- ・ 組織改正及び人員要望
- ・ 予算要求
- ・ 相談支援実施機関向け説明
- ・ 包括的な支援体制の構築（令和4年度中）